

第一東京弁護士会への入会申込について

第74期司法修習生（2022年4月20日修習終了予定者）各位

1. 入会申込方法等

(1) 申込受付期間

2022年1月5(水) 到着分～1月14日(金) 必着

(2) 提出書類と費用

- ① 提出書類の書式は、当会ウェブサイトからダウンロードしてください。
- ② 4万円（入会金3万円，日弁連登録料1万円）をお振込みください（手数料はご負担願います）。

振込先：三菱UFJ銀行 京橋支店 普通 3046596 第一東京弁護士会

銀行振込控のコピーを「振込控（写）貼付用紙」に貼り付けてください。

- ③ 登録免許税の収入印紙6万円分が必要です（「弁護士名簿登録請求書」の日弁連用に貼付）。

(3) 書類作成及び提出方法

- ① <入会手続きの流れ> の0～3の手順に従って作成をしてください。
- ② 作成したデータをメールにて送付してください。（zip圧縮、指定PWを付けてください。）
- ③ A4用紙に印刷、署名・捺印したものを簡易書留郵便によりご提出ください（普通郵便不可）。

書類提出先： 〒100-0013
東京都千代田区霞が関1-1-3 弁護士会館11階
第一東京弁護士会 入会・登録係宛

(4) 提出書類に不備があった場合

当会が指定した日時までに、書類に押印した印鑑を持参のうえ弁護士会館までお越しいただく等の方法により、書類の補正を完了していただきます。指定した日時までに書類が整わない場合や提出された書類に不備があった場合、希望する日付で登録できない場合もございますので、あらかじめご了承ください。

各種問い合わせ先（平日9：30～12：00・13：00～17：00）

（登録・入会手続）	第一東京弁護士会 Tel：03-3595-8580	会員課（担当：神奈・五月女） mail：shinki-nyukai@ichiben.or.jp
（会費）	第一東京弁護士会 Tel：03-3595-8581	経理課（担当：元吉） mail：kaihi@ichiben.or.jp
（研修）	第一東京弁護士会 Tel：03-3595-8582	業務推進第二課（担当：及川・大澤） mail：kenshu-info@ichiben.or.jp

2. 留意事項

(1) 書類記載上の留意点等

① 使用する印鑑について

- ・全ての書類に、**同一の印鑑**を使用してください（シャチハタ等スタンプ印不可）。
- ・修正・削除の際は、**訂正印**で対応してください（修正液等使用不可）。
- ・履歴書等、書類が2枚にわたる場合は、**契印**を押してください（日弁連記入要領参照）。

② 氏名について

- ・**戸籍謄本等記載のとおり**に記入してください。旧字・異字体等が使用されている場合は、日弁連WEBサイト掲載「氏名に外字を使用している場合の氏名表記について」を確認願います。
- ・**パソコンで表示できない旧字等**は、プリントアウト後、手書きしてください。

③ 本籍地の記載について

- ・全ての書類に、**戸籍謄本等記載のとおり**に記載してください。

**まず、本籍地の市区町村が発行する戸籍謄本等及び身分証明書
(ともに12月21日以降に交付され、マイナンバーの記載がないもの)
を取得し、その表記を確認すること**

- ・**パソコンで表示できない旧字等**は、プリントアウト後、手書きしてください。

④ 自宅住所の記載について

- ・全ての書類に、**2022年4月21日現在の住所**を記載してください（空欄・司法研修所寮不可）。
- ・全ての書類に、**同一の住所**を記載してください。番地等その**表記も統一**してください。
- ・未定の場合は、実家等の住所を記載してください。その記載事項に変更が生じた場合は、弁護士登録後、「登録事項変更届書」により届け出てください（登録後3か月間手数料不要）。

(2) 弁護士記章及び「弁護士名簿登録通知」について

- ・日弁連から当会に届いた方から、順次、交付についての案内をお送りいたします。
特に、記章について、交付時期等は「弁護士記章仕様希望届」で選択の仕様等により異なります。

(3) その他

① 一斉登録日(2022年4月21日)以外の日付での弁護士登録を希望する方

締切日や手順が異なりますので、事前に会員課事務局まで申し出てください。

申し出なき場合は、一斉登録日登録希望者として取り扱います。

② 紹介者を得られない方

事情届（後掲⑪）をご提出ください。

当会副会長との面談等が必要になる場合がございます。

③ 外国籍の方

外国人住民に係る住民票の写し（国籍記載） 2部
誓約書 2部 をご提出ください。

④ 企業内弁護士になる方・公職に就任される方

おって、「営利業務従事届出書」・「公職就任届出書」の提出が必要です。

※ 該当者には登録後に書式を送付いたしますので、速やかに手続きください。

ご参考

【新規登録弁護士研修制度について】

☆「東京三弁護士会新規登録弁護士研修のご案内」等をご覧ください。

当会の新規登録弁護士研修は、当会の会則・規則に基づき、新規登録弁護士の履修が義務付けられ、所属事務所の雇用弁護士にも新規登録弁護士がこの研修を履修できるよう協力義務が課せられています。

なお、現在下記のとおり集合研修日程が決定しております。**必ずご出席ください。**

新規登録弁護士研修

5月17日（火）午前10時～午後5時

実施方法：WEB研修会（zoomウェビナーによるライブ配信）

【新入会員宣誓式について】

当会会員となった者は、所定の宣誓をしなければなりません（当会会則第17条第3項）。

新規登録弁護士研修終了後、引き続き、宣誓式を執り行います。**必ずご出席ください。**

新入会員宣誓式

5月17日（火）午後5時～午後5時30分

実施方法：WEB（zoomウェビナーによるライブ配信）

※ご印鑑をご用意ください。

【弁護士会費について】

☆「弁護士会費についてのご案内」をご覧ください。

今後、修習終了後5年経過するまでは毎年会費額が変更になりますので、
当会WEBサイト（会員専用ページ）等で随時ご確認ください。